

京都市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年4月22日

京都市長 門川大作

京都市規則第 7 号

京都市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を改正する規則

京都市予防接種健康被害調査委員会規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「互選により定める」を「うちから市長が指名する」に改める。

第3条の見出し中「招集」を「委員会の招集」に改め、同条第5項を削る。

第5条を第8条とし、第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

(部会)

第4条 部会の構成員は、委員及び特別委員のうちから、委員長が指名する。

2 部会ごとに部会長を置く。

3 部会長は、委員及び特別委員のうちから、委員長が指名する。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員又は特別委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第5条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、委員長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、当該部会の委員及び議事に関係がある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を委員会に報告しなければならない。

(協力依頼)

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、委員及び特別委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市予防接種健康被害調査委員会規則第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に京都市予防接種健康被害調査委員会の委員長である者は、この規則の施行の日に同委員会の委員長として指名されたものとみなす。

(保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課)